

車両の使用制限命令に関する事務処理要領の制定について

(平成 18 年 10 月 23 日例規交指第 67 号)

道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 390 号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 97 号）の施行に伴い、別添のとおり「車両の使用制限命令に関する事務処理要領」を制定したので通達する。

別添

車両の使用制限命令に関する事務処理要領

第 1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令（以下「使用制限命令」という。）に関する事務処理要領について必要な事項を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者（法人の使用車両については、当該法人）のことをいう。

(2) 基準日

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

(3) 放置違反金納付命令

法第 51 条の 4 第 4 項の規定による放置違反金の納付命令をいう。

(4) 基準本拠

基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

第 2 県本部における事務処理要領

1 使用制限基準該当性の確認

県本部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、警察庁から使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）についての通報を受理した場合は、当該車両に係る放置違反金納付命令及び使用制限命令に関する書類を取り寄せ、当該通報に誤りがないか確認するものとする。この場合において、基準該当車であることを確認したときは、当該車両の使用者、使用の本拠の位置等について、変更がされていないかどうか、自動車登録ファイル等を再確認するものとする。

2 車両使用制限命令事案報告書の作成等

交通指導課長は、前記 1 の確認の結果、通報を受けた車両が基準該当車であり、かつ、当該車両の使用の本拠が静岡県内にある場合にあっては車両使用制限命令事案報告書（様式第 1 号）により事案の処理の経緯を明らかにしておくものとし、使用制限命令の基準を満たさないと認める場合、当該基準該当車が滅失している、又は車両の使用者が変更されている等により使用制限命令を行うことができない場合にあっては手続を打ち切るものとする。また、使用制限命令の基準は満たすと認められるが、当該基準該当車の使用の本拠が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に移転していると認められる場合は、車両使用制限命令事案移送通知書（様式第 2 号）により当該都道府県公安委員会に事案を移送する。

3 処分量定基準

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 8 に規定する処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する処分期間の具体的量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日前 6 月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、次の表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

なお、令第 26 条の 8 に定める期間の範囲内で、後記 4 に定めるところにより、処分を加重し、軽減し、又は免除することができるものとする。

前歴の回数・納付命令の回数 ＼ 車両の種類	前歴なし			前歴 1 回			前歴 2 回以上
	3 回	4 回	5 回以上	2 回	3 回	4 回以上	1 回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3 月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2 月	2 月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1 月	1 月

4 処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分の加重

当該処分に係る車両の使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重すること。

(2) 処分の軽減

次に掲げる事情のいずれかがある場合で、車両の使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の 2 分の 1 を超えない範囲で処分期間を軽減すること。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前 1 年以内に、当該基準本拠を使用の本拠とする車両について、使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、後記(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、当該処分に係る車両の使用者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分の免除

次に掲げるいずれの事情にも該当する場合は、当該処分を免除すること。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前 6 月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が 3 回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、全ての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 車両の使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

(4) 処分の加重、軽減又は免除を行うに当たっての留意事項

処分の加重、軽減又は免除を行う場合にあっては、当該処分に係る車両の使用者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で行うこととし、特に処分の免除の判断は慎重に行うものとする。また、同一条件にある車両の使用者に対して不公平な取扱いとならないように配慮しなければならない。

5 運輸局からの意見聴取

交通指導課長は、使用制限命令をしようとする場合において、当該命令に係る車両の使用者が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 24 条に規定する第二種貨物利用運送事業者であるときは、車両の使用制限命令に関する意見照会書（様式第 3 号）により、運輸局長の意見を聴くものとする。

6 聴聞手続

聴聞は、法第 75 条の 2 第 3 項において準用する第 75 条第 5 項から第 8 項まで、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞規則」という。）の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 聴聞通知書（聴聞規則別記様式第 6 号）の発出に当たっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙（以下「反則告

知等」という。)を受けていないかどうかを確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されることとなるかどうかを見極める。

- (2) 使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者(以下「当事者」という。)に聴聞通知書を送付(交付)したときは、受領書(様式第4号)を徴する。
- (3) 聴聞の期日及び場所の公示は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第9条の13の2の規定により行うこと。この場合において、当該公示については、様式第5号により行うこととし、当事者の氏名及び住所を公示しないため、いずれの公示をもって当該聴聞の公示を行ったかが明らかとなるよう、適切な管理を行うこと。

7 処分決定

(1) 処分要件の再確認

処分を決定しようとする場合は、当該処分に係る決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令について、取消しが行われていないか、車両使用制限命令決定検討簿(様式第6号)を作成して再度確認を行うものとする。この場合において、取消しが行われていて、処分要件を欠くこととなるときは、手続を打ち切るものとする。

(2) 聴聞後使用の本拠の位置が県外に移転された場合の取扱い

聴聞後、処分決定前に、処分対象車両(以下「対象車両」という。)の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に移転された場合は、当該都道府県公安委員会に事案を送付するものとする。この場合において、車両使用制限命令事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を送付するものとする。

第3 処分執行

1 処分執行者

処分の執行は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する署の署長が行うものとする。

2 処分執行要領

(1) 使用制限書の作成

交通指導課長は、処分が決定された場合は、車両の使用制限書(様式第7号。以下「使用制限書」という。)を作成するものとする。

(2) 使用制限書及び運転禁止標章の送付

交通指導課長は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する署の署長に対して、使用制限書及び規則第9条の15の規定による様式の標章(以下「運転禁止標章」という。)を送付するものとする。

(3) 処分の執行

使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた署長は、速やかに当該処分に係る車両の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、対象車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼り付けるものとする。

(4) 処分執行結果の報告

処分執行を行った署長は、車両使用制限処分執行報告書（様式第8号）を作成し、交通指導課長に送付するものとする。

(5) 他の都道府県公安委員会に対する処分執行依頼

ア 交通指導課長は、処分の決定から処分を執行するまでの間に対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更された場合は、当該都道府県公安委員会に対し、車両使用制限処分執行依頼書（様式第9号）に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して送付し、処分の執行を依頼するものとする。

イ 交通指導課長は、他の都道府県公安委員会から車両の使用制限処分の執行依頼を受けたときは、速やかに処分を執行するとともに、その結果を当該都道府県公安委員会に連絡するものとする。

(6) 関係記録の保存

ア 処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、処分執行の日から3年間保存するものとする。

イ 処分決定をしたが、被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管とする。

3 処分執行の留意事項

(1) 被処分者又はこれに代わるべき者の立会い

処分執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等（以下「被処分者等」という。）の立会いを得て、これを行うものとする。

なお、被処分者が法人の場合は必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、対象車両の属する営業所の長等対象車両の運行について責任を有する者を立ち合わせるものとする。

(2) 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する場合等は、極力、被処分者等を説得して、処分執行を行うこととするが、被処分者等があくまでも処分執行手続に応じない場合は、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章を貼り付けることにより、処分執行を行うものとする。

この場合において、特に、次の事項に留意するものとする。

ア 対象車両が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。

イ 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章を貼り付けること、使用制限期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除くとそれぞれ罰則により処罰の対象になることを口頭で告げること。

ウ 処分執行の状況については、確実に記録しておくこと。

第4 運転禁止標章の除去

- 1 運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る車両の使用の本拠の位置等を管轄する署長が行うものとする。
- 2 署長は、運転禁止標章の除去に係る申請を受けたときは、車両使用制限標章除去申請受理報告書（様式第10号）を作成し、標章除去申請書（規則別記様式第5の4）、誓約書（様式第11号）等の添付書類とともに交通指導課長に送付するものとする。
- 3 交通指導課長は、前記2の規定により車両使用制限標章除去申請受理報告書等の送付を受けたときは、当該申請について審査し、車両使用制限標章除去申請に対する措置通知書（様式第12号）を当該署長に送付するものとする。
- 4 署長は、前記3の規定により車両使用制限標章除去申請に対する措置通知書の送付を受けたときは、申請者に対して速やかにその結果を通知するとともに、当該申請者が申請に係る車両の使用について権原を有する者であること、及び当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認し、運転禁止標章を除去するものとする。また、車両使用制限標章除去報告書（様式第13号）に当該運転禁止標章を添付して交通指導課長に送付するものとする。
- 5 処分期間が終了した場合における対象車両に貼り付けた運転禁止標章の除去は、処分を執行した署長が行うものとする。

第5 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件等の検挙

1 処分執行時の措置

処分執行の際には、運転禁止標章の貼付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章の貼付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認ができるようにすること。

2 命令違反事件等の積極的な検挙

対象車両が処分期間中に運転されているのが現認された場合、処分執行時と走行距離数に変化が見られるときなどの命令違反が疑われる場合及び処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、又は取り除かれた場合は、検挙の措置を講じること。

第6 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定されたとき、及び処分執行が行われたときは、その旨及び処分の内容を、放置駐車違反管理システムにより、警察庁に報告するものとする。